第2章第5節 欧州連合(European Union: EU) ミニ特集「テレワーク規制の枠組みと近年の改正」

新型コロナウイルスパンデミック以降も、EU においてかなりの割合の従業員が何らかの形でテレワークを続けると見込まれる。文化的・技術的・社会的障壁が軽減され、雇用主と従業員の双方がテレワークに適応してきたことによる。本稿では、EU 加盟国等1におけるテレワーク規制の分析とパンデミック初期以降の規制(法律および団体交渉)の変化についての Eurofound²によるレポートを紹介する(以下、レポートの概要)。

1 テレワークの定義

まずテレワークの定義について考察する。2002 年のテレワークに関する EU 枠組み協定 3は、テレワークを次のように定義している。

雇用契約や雇用関係に基づき、情報技術(IT)を利用して構成される、または行われるあらゆる形態の仕事。事業所構内でもできる仕事を、定期的に構外で行うこと。

EU 枠組み協定は上記のとおりテレワークの定義において概念上共通の背景を提供しているが、時代遅れの感も否めない。

その理由として 2 点考えられる。まず第 1 に、技術進歩によりほぼすべてのタイプのリモートワーク4は情報通信技術(Information and Communication Technologies: ICT)を通じて行われるため、「ICT を利用する」というテレワーク要件は無意味となった。

第2に、通常のテレワークは「定期的」に「定点」で行われるだけではない。テレワークは臨時的な場合や、ある程度の移動が必要な場合等、さまざまな方法がある。EUではごく少数の国のみが、国内規制で例外的に臨時のテレワークについて言及しており(ベルギー、フランス、イタリア、ルクセンブルク)、ドイツのように団体交渉の中で臨時のテレワーク

¹ レポートでは EU 加盟国 27 カ国とノルウェーを取り上げている。

² European Foundation for the Improvement of Living and Working Conditions (欧州生活労働条件改善財団)を指す。1975 年に設立された欧州連合の研究機関の一つ。社会、雇用、労働関連施策の発展を支援するため、調査を実施し、研究成果を EU および各国の政策立案者に伝え、知識の共有を促進する。同時に、欧州の状況を監視、評価する。https://european-union.europa.eu/institutions-law-budget/institutions-and-bodies/institutions-and-bodies-profiles/eurofound en

^{3 2002} 年 7 月、EU レベルの労使団体間で締結された。社会的パートナー同士で実施された最初の EU 協定。(社会的パートナーについては脚注 6 参照)。テレワークの定義の他、テレワークの自発性、雇用条件、データ保護、プライバシー等々について規定している。拘束力がある法令ではないが、協定の交渉に先立ち、EU 加盟国で協定が適切に実施されるという保証を求める書簡の交換が社会的パートナー間でなされた。EU 加盟国において本協定は、国内労働協約への一般的拘束力の付与、一般的拘束力のない国内協約、協約未満の労使文書、国レベルの立法等、様々な形で実施されている。

https://www.eurofound.europa.eu/publications/article/2002/social-partners-sign-teleworking-accord https://www.jil.go.jp/institute/reports/2022/0219.html

⁴ 利用する技術に関係なく、事業所構外で行われるあらゆる仕事。

を規制しているケースもある。テレワークの規則性についても加盟国間で規制が異なり、日数やリモートワーク時間の割合に基づいている。

仮に、労使相互の書面合意やつながらない権利が定期的なテレワークのみに適用されるのであれば、EU 加盟国の半数において、臨時でリモートワークをする従業員はテレワーク制度から締め出されてしまう。

従って、「定期的なテレワーク」という言葉は、リモートワークの取り決めにおける現在および将来展望に言及するには不十分である。EU レベルの規制においてはっきりした定義が必要になるかもしれない。特に「ハイブリッドワーク」や「モバイルワーク」といった新たな言葉が広く使われ、規制枠組みにおいてさらなる混乱を引き起こしている。一般に「テレワーク」という言葉が広く使われるが、関連する主な用語と定義を下表にまとめる。

表 2-5-8 主な用語と定義

用語	定義	出所	
Remote Work	利用する技術に関係なく、事業所構外で行われ	ILO (2020)	
(リモートワーク)	るあらゆる仕事。	120 (2020)	
Telework	雇用契約や雇用関係に基づき、情報技術(IT)	 テレワークに関する	
(テレワーク)	を利用して構成される、または行われるあらゆ	EU 枠組み協定	
	る形態の仕事。事業所構内でもできる仕事を、	(2002)	
	定期的に敷地外で行うこと。	(===)	
Telework and ICT-	事業所構外で仕事することを目的とし、スマー	Eurofound と ILO	
based mobile work	トフォンやタブレット、PC 等のような情報通	(2017)	
(TICTM)	 信機器を利用することを指す。あらゆる形態の		
(テレワークと ICT を	 テレワークを含むが、自宅やある固定された場		
利用したモバイルワー	 所での勤務と ICT 利用のモバイルワークとを区		
ク)	 別することを目的としている。後者は、ドイツ		
	において、在宅テレワークとよりモバイルな勤		
	務形態とを区別するため使用されている。		
Flexible working	標準的な勤務時間の従来の時間的・空間的境界	Allen ら (2015)	
arrangements	線外で、仕事を遂行することを可能とする代替		
(柔軟な勤務形態)	的な仕事の選択肢のこと。		
Hybrid Work	仕事を行う際、一部を事業所構内から、一部を	コロナパンデミック	
(ハイブリッドワー	自宅等から行うことができる勤務形態。	後に広く使われるよ	
ク)		うになった言葉。	

出所:Eurofound

https://www.eurofound.europa.eu/publications/report/2022/telework-in-the-eu-regulatory-frameworks-and-recent-updates

2 テレワーク規制の枠組み

(1) 概観

EU 内には、国によりさまざまなテレワーク規制がある。規制の性質や範囲は多様で、そ の国における労使関係制度や伝統、慣習の影響を受けている。特定の法がある国から、労働 法や安全衛生関連法に規制が盛り込まれている国、法定義のない国、ほぼ何も規制がない国 など多様である。

国レベルで団体交渉が活発なところは、テレワークは法に規定されている。全国レベルの 労働協約⁵は、先駆的な法の役割を果たすのみならず、既存法を補完し、企業等における特 定のニーズにつながる枠組みを提供している。ベルギーやフランス、ルクセンブルク等が該 当するが、社会的対話6が強固で、法律において社会的パートナー7が重要な役割を果たして いることから、テレワーク法規制がより発達している。これらの国々では、合意が行き渡っ ており、既存の法律に対する雇用主と従業員代表の満足度が高く、テレワーク取り決めにお いて従業員を保護する規定(例として、テレワーク請求権やつながらない権利⁸)が含まれ る。また、これらの規制により、企業レベルで従業員と全体的な経済活動との双方を保護す る規制の実施が促進されることが期待されている。

また、部門別(sectoral)労働協約は、国の法律や企業における労働協約とともに重要な 役割を果たしている(オーストリア、フランス、イタリア、オランダ、ポルトガル、スロベ ニア、スペイン)。例えば、オーストリアとオランダでは、テレワークが広範囲な法律によ って規制されており、主要な側面の規制は部門別労働協約に委ねられている。また、イタリ ア、ポルトガル、スロベニア、スペインでは、パンデミック由来のテレワーク流行に伴い、 テレワーク規制の法律を補完するために、部門別労働協約が増加した。

北欧諸国では、テレワークに関する具体的な法律がない。代わりに企業レベルにおける団 体交渉が重要な役割を果たしている。西欧や南欧の一部の国のような発達した規制はない が、北欧諸国では従業員のテレワーク普及率が高い。これは柔軟なリモートワークの長い伝 統や信頼の文化、企業レベルでの社会的対話等の賜物と言える。

https://www.jil.go.jp/institute/reports/2022/documents/0219.pdf

⁵ 例えば、フランスでは労働分野の立法に際して、全国レベルの労使による交渉をまず行い、その成果と して締結された労働協約(全国職際協定)の内容を立法化する慣行がある。

⁶ 社会的対話は欧州の社会モデルの基本要素である。社会的対話により、社会的パートナー(次脚注参 照)は欧州の社会雇用政策の設計に積極的に貢献することができる。

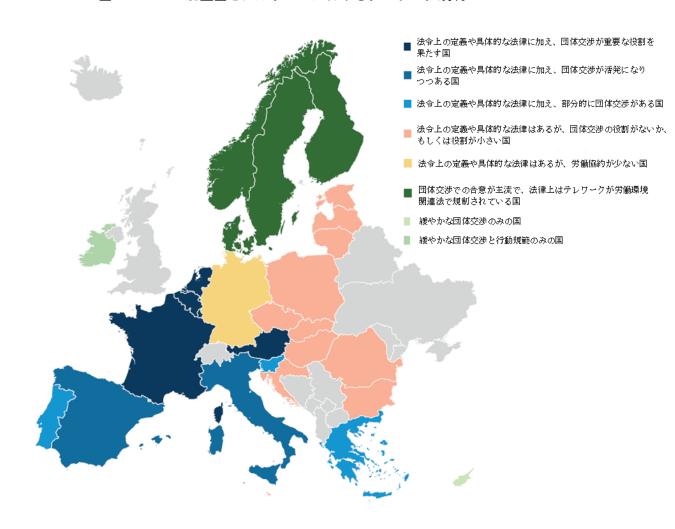
⁷ 社会的対話の当事者。労使(または労働組合と使用者団体)の二者関係として構成されていることもあ れば、政府が公式に対話の当事者となり政労使三者間の構成となることもある。

https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---asia/---ro-bangkok/---ilo-

tokyo/documents/article/wcms 249618.pdf

⁸ 勤務時間外は携帯電話やメールなどにつながらない、または電話やメールを確認しなくてもよい権利の こと。詳細はマンスリーレポート 2022 年 6 月号「コロナ禍におけるつながらない権利」参照。

図 2-5-9 EU 加盟国とノルウェーにおけるテレワーク規制



出所:Eurofound

https://www.eurofound.europa.eu/publications/report/2022/telework-in-the-eu-regulatory-frameworks-and-recent-updates

テレワークの頻度や持続性については、部門または企業レベルの合意で示される。この合意において、週または月に何日テレワークを行うかを規定する。一般的に、こうした合意は完全テレワークというよりはハイブリッド型のテレワークも対象としており、孤立のような課題に取り組む必要性と同時に、雇用主や管理者が従業員をよりよく監視したり、コミュニケーションを図ったりできるようにしている。

なお、国による法規制のほとんどは、自宅以外の場所を含んだリモートワークを考慮している。ICT 利用のモバイルワークは、たとえそれが規制で定義されていなくても、既存のテレワーク法規制でカバーされる、と解される。各国の定義状況は次のとおり。

表 2-5-10 テレワークの法律上の定義

国名		m==	(MAN) = =		(XXII) - (
オーストリア ホームオフィス O X O(別宅や 現族でき) O X ベルギー テレワーク O O O X (日間時の アレワーク は特に規制 大りワーク は特に規制 ないない ないない ないない ないない ないない ないない ないない ない	国名	用語 					
おしている か			が対象か			レワークの	ワーク
オーストリア ホームオフィス 〇 X 〇 (別やや 現族です) 〇 X ベルギー テレワーク 〇 〇 〇 (間頃以 対象とな え。) X (報時の テレワーク は特に規制 対象とな え。) ブルガリア リモートワーク 〇 〇 〇 X X クロアチア テレワーク 〇 X (ICT 支 接 がある場合とない場合とない場合とない場合とない場合とない場合とない場合とない場合とない				定義上明記	むか	みか	(事業所
オーストリア ホームオフィス 〇 × 〇 (別空や 知該を等) ○ × ボルギー テレワーク 〇 〇 〇 (開場以 大 (国時の テレワーク は特に規制 対象となる。) × × ブルガリア リモートワーク 〇 〇 ○ × × クロアチア テレワーク 〇 〇 ○ × × チェコ リモートワーク ○ × 〇 (あらゆ) 長定なし場合かある。) 指定なしる形態のリート・ワークを含む。) 指定なしる形態のリート・ワークを含む。) ・ ・ エストニア テレワーク ○ × ○ 指定なしまたは自宅、雇用 例外的状況も合いの場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の				されている			構内で行
オーストリア ホームオフィス 〇 × 〇 (別令や 親族名等) ○ × ベルギー テレワーク 〇 〇 〇 (職場以 対象となる。) × (国時の テレワーク は特に規制 対象となる。) × ブルガリア リモートワーク 〇 〇 ○ × × クロアチア テレワーク 〇 ※ (ICT 支援がある場合とない場合とない場合とない場合とない場合とない場合とない場合とない場合とない				か			うことが
オーストリア ホームオフィス 〇 X 〇 (別号や 知族で等) 〇 X X 〇 (別号や 知族で等) 〇 X X 〇 (別号や 知族で等) 〇 X X 〇 (別号の 大 元レワーク は特に規制 対象となる。) ス ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※							できない
オーストリア ホームオフィス 〇 X 〇 (別宅や 親族毛等) 〇 X ベルギー テレワーク 〇 〇 (開場以 外) X (開時のテレワーク は特に規制 対象となる。) X ブルガリア リモートワーク 〇 〇 〇 ※ 〇 括定なし 指定なし 指定なし がある場合とない場合がある。) 日本ない場合とない場合とない場合とない場合とない場合とない場合とない場合とない場合と							仕事)は
ボルギー デレワーク O O Might X (臨時の テレワーク は特に規制 対象となる。)							対象か
ボルギー テレワーク O O (職場以 大の間待の テレワーク は特に規制 対象となる。) × ブルガリア リモートワーク O O × × クロアチア テレワーク O X (ICT支援がある場合とない場合がある。) O 指定なしまない場合とない場合がある。) チェコ リモートワーク O X O (あらゆる形態のリート・ワークを含む。) 指定なしまなしまないとのではまたないまたないまたないまたないまたないまたないまたないまたないまたないまたない	オーストリア	ホームオフィス	0	×	〇(別宅や	0	×
プルガリア リモートワーク O O X X (CT支援がある場合とない場合がある。) 指定なし 指定なし がある。) おまない					親族宅等)		
プルガリア リモートワーク O O X X X X X X X X	ベルギー	テレワーク	0	0	〇(職場以	× (臨時の	×
プルガリア リモートワーク O O X X (ICT 支援がある場合とない場合がある。) チェコ リモートワーク O X O (あらゆきない場合がある。) エストニア テレワーク O X O 指定なし 指定なし お定なし フランス テレワーク、在宅勤務 O (テレワークのみ。 日報・または自宅、雇用 例外的状況 もの他の敷 や不可抗力 の場合 の み。) ドイツ テレワーク O X O X (定期的、アークのみ。 日報・または自宅、雇用 例外的状況 セネ可抗力 の場合 の み。)					外)	テレワーク	
ブルガリア リモートワーク O O O X X X (ICT支援がある場合とない場合がある。) お定なしまでは、						は特に規制	
ブルガリア リモートワーク O O X X クロアチア テレワーク O X (ICT支援がある場合がある。) O Bi定なし場合がある。) チェコ リモートワーク O X O (あらゆる形態のリモートワークを含む。) 指定なしま定なしまでなりである。) エストニア テレワーク O X O 月ま定なしまでなりまでなりである。) フランス テレワーク、在宅勤務 O (テレワークのみ) (ラのみ) (国際、または自宅、雇用 (別外的状況を定的他の数でいて可抗力がある。) ウスのみ。) の場合の中ツイスペースを含む。) ドイツ テレワーク O O X O O (労働協						対象とな	
クロアチア テレワーク 〇 X (ICT支援がある場合とない場合がある。) 〇 (あらゆる形態のリモートワークを含む。) 指定なし指定なしをおいるのと表現を含ます。 エストニア テレワーク 〇 (テレワークを含む。) Y (定期的、日本に対し、日本に						る。)	
接がある場合とない場合がある。) お定なし お定なし お定なし おをなし からがらい からがらい	ブルガリア	リモートワーク	0	0	0	×	×
チェコ リモートワーク O X O (あらゆる形態のリモートワークを含む。) 指定なし 指定なし お定なし お定なし を変わる。) エストニア テレワーク O X O (テレワークのみ。自主、雇用 例外的状況を変わる。) X フランス テレワーク、在宅勤務 O (テレワークのみ。自主、雇用 例外的状況を変わる。) ウのみ。自主、雇用 例外的状況を変わる。) ウのみ。自主、雇用 例外的状況を表す。) ドイツ テレワーク O O X O O (労働協	クロアチア	テレワーク	0	X (ICT支	0	0	指定なし
チェコ リモートワーク O X O (あらゆる形態のリートトワークを含む。) 指定なし指定なしを表現態のリートトワークを含む。) エストニア テレワーク O X O (テレワークを含む。) Y フランス テレワーク、在宅勤務 O (テレワークのみ) O (テレワークのみ。自宅、雇用をの他の敷しまでは、例外的状況を持ている。) ウスペースを含む。) ドイツ テレワーク O O X O O (労働協				援がある場			
チェコ リモートワーク O (あらゆ る形態のリモートワークを含む。) 指定なし 指定なし 指定なし 7ランス アレワーク、在宅勤務 O (テレワ クのみ) ークのみ) ークのみ。 日宅、雇用 日本の他の敷 地やコワークの場合の キングスペースを含む。) W 不可抗力 の場合の み。) ドイツ テレワーク O O O X O (テレワ ス・(定期的、 文庫のの場合の み。)				合とない場			
エストニア テレワーク O X O 指定なし 指定なし フランス テレワーク、在宅勤務 O (テレワ ークのみ) ークのみ。自宅、雇用自宅、雇用自宅、雇用自宅、雇用自宅、企業の他の敷性である。自宅、雇用自宅、企業を表す。。 向外的状況を表する。 も本で可抗力を表する。 ドイツ テレワーク O O N N O O の場合の方法を表する。				合がある。)			
エストニア テレワーク O X O 指定なし 指定なし フランス テレワーク、在宅勤務 O (テレワ O (テレワ O O C F レワ O O O O O O O O O O O O O O O O O O	チェコ	リモートワーク	0	×	○ (あらゆ	指定なし	指定なし
エストニア テレワーク O × O 指定なし 指定なし フランス テレワーク、在宅勤務 O (テレワ O (テレワ O O O O O O O O O O O O O O O O O O O					る形態のリ		
エストニア テレワーク、					モートワー		
フランス テレワーク、 在宅勤務 〇 (テレワ ークのみ) 〇 (テレワ ークのみ) ※ (定期的、 臨時、または 自宅、雇用 主の他の敷 地やコワー キングスペ ースを含 む。) 〇 場合の キングスペ ースを含 む。) ドイツ テレワーク 〇 (労働協					クを含む。)		
在宅勤務 -クのみ) -クのみ。 自宅、雇用 主の他の敷 地やコワー カ。) 臨時、または 例外的状況 や不可抗力 の場合の キングスペ -スを含 む。) ドイツ テレワーク O X O 〇 (労働協	エストニア	テレワーク	0	×	0	指定なし	指定なし
自宅、雇用 例外的状況 中不可抗力 中不可抗力 中本では 中	フランス	テレワーク、	0	○ (テレワ	0 (テレワ	×(定期的、	×
主の他の敷 や不可抗力 の 場合 の キングスペ み。) 一スを含 む。) 〇 (労働協		在宅勤務		ークのみ)	ークのみ。	臨時、または	
地やコワー の場合の キングスペ み。) 「・イツ テレワーク O X O O (労働協					自宅、雇用	例外的状況	
キングスペースを含む。) ・アレワーク O X O					主の他の敷	や不可抗力	
トイツ テレワーク O X O					地やコワー	の場合の	
ドイツ ラレワーク O X O					キングスペ	み。)	
ドイツ テレワーク O X O C) (労働協					ースを含		
					む。)		
	ドイツ	テレワーク	0	0	×	0	〇(労働協
							約で規定の

						モバイルワ
						ークのみ。)
ギリシャ	テレワーク	0	0	0	×	指定なし
ハンガリー	テレワーク、	0	○ (テレワ	0	×	X (コロナ
	在宅勤務		ークのみ)			規制のみ対
						象)
イタリア	在宅勤務、テ	0	〇(在宅勤	0	X (アジャ	×
	レワーク、		務を除く)		イルワーク	
					は臨時のテ	
					レワークを	
					含む)	
ラトビア	リモートワーク	0	0	0	0	×
リトアニア	リモートワーク	0	0	0	0	×
ルクセンブルク	テレワーク	0	0	0	×(臨時の	×
					テレワーク	
					も含む。た	
					だし、通常	
					の年間労働	
					時間の平均	
					10%未満で	
					あること。)	
マルタ	テレワーク	0	0	0	0	×
オランダ	労働条件令にあ	0	×	0	〇(EU 協定	場所にとら
	る場所にとらわ				に適合する	われない仕
	れない仕事やリ				テレワーク	事は、一部
	モートワーク)				のみ。平均し	のモバイル
					て週 1 日以	ワーク(看
					上かつ 3 か	護、介護、
					月以上継続	家事等)を
					すること。)	明示的に除
						外。
ポーランド	テレワーク (コロ	0	0	0	×	指定なし
	ナ施策におけるリ					
	モートワーク)					
ポルトガル	テレワーク	テレワーク	0	0	×	指定なし
		雇用契約も				

		ある。				
ルーマニア	テレワーク、	0	○ (テレワ	○ (テレワ	○ (テレワ	指定なし
	在宅勤務		ークのみ)	ークのみ)	ークのみ)	
スロベニア	在宅勤務、テ	0	〇 (テレワ	〇 (テレワ	0	×
	レワーク		ークのみ)	ークのみ)		
スロヴァキア	在宅勤務、テ	0	0	0	×	指定なし
	レワーク					
スペイン	ディスタンス	0	○ (テレワ	0	〇(労働時	新法では
	ワーク		ークのみ)		間の最低	指定なし
					30%がリモ	
					ートで行わ	
					れる場合。)	

出所: Eurofound

https://www.eurofound.europa.eu/publications/report/2022/telework-in-the-eu-regulatory-frameworks-and-recent-updates

(2) EU 加盟国間における従業員保護規定の違い

全般に、EU 加盟国のテレワーク規制は、各国で規制されている項目(テレワーク制度といったテレワークそのもののあり方)がある一方、ごく数か国のみで規制されている項目 (労働時間などの付随する事項)がある。以下、主な項目について比較考察する。

① テレワーク制度

テレワーク制度のルールは EU 加盟国のほとんどの法律で規定されているが、個々の合意は雇用主と従業員間で、もしくは雇用契約において結ばれなければならない。 従業員には合意文書が提供されるが、書面に記載する最低限の内容は国により異なる。 なお、労働協約ではより多くの情報を盛り込むことが求められている。テレワーク関連法を持つ国において、これらの義務と、「EU における透明で予測可能な労働条件に関する指令 (Directive (EU) 2019/1152)」 の相互作用についてさらなる分析が待たれる。

テレワークの自発的原則は、ほぼすべての国において法律で認められている。しか

_

⁹ 2019 年公布。非典型雇用の増加や、オンラインプラットフォームを介した新たな就業形態の出現に対応するため、労働市場の適応性を確保しつつ、透明性が高く予測可能な雇用を促進し、労働条件を改善することを目的とする。同指令は、第1に、使用者に対し、職務内容、報酬、労働時間等の労働条件に関する15の事項を従業員に書面で通知することを義務づけた。第2に、労働条件に関する最低限の要件として、試用期間の制限、兼業制限の禁止、事前通知した時間帯以外での就業要請の制限、オンデマンド労働契約の濫用防止、より安定した就業形態への移行等を定めた。

https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo 11457220 po 02830003.pdf?contentNo=1

し、従業員がテレワーク利用できる客観的条件(例として、テレワークしやすいかどうか、または専門的カテゴリー)は国の規制では示されていない。テレワーク利用の条件は企業レベルの合意においてより詳しく、作業タスク、家族状況、通勤時間、健康状態、年功序列等を含む。しかし、これはいくつかの国で規定されているテレワーク請求権とは異なる。

テレワーク可能な職種の従業員は、請求権を行使してテレワークを請求することができる。この権利は、フランス、リトアニア、ポルトガル、オランダでのみ確立されており、2021 年末までにさらに 2 か国でも法案が作成されている。この法律は、テレワークやフレックス勤務を要求する権利に関するワーク・ライフ・バランス(WLB)指令(Directive (EU) 2019/1158)10の条項を超えて、従業員が自ら労働場所を決め、それを自らのニーズやウェルビーイングに合わせる可能性をより高めることを目的としている。

興味深いことに、従業員がテレワークを拒否する権利は東欧諸国のいくつかで採択されている。これは雇用主が一方的にテレワークを要求する可能性がある、ということを示唆している。

② 労働時間の編成

労働時間の編成に関し、いくつかの国(主に中欧、東欧)ではテレワーク取り決めにおける労働時間の規制が事業所構内で行う労働における標準的な労働規則に準拠している。一方で、労働時間を柔軟に編成できることがテレワーク規制に盛り込まれている国(主に南欧、西欧)もある。

このことから次の2点が導かれる。

- ●柔軟な労働時間がテレワーク取り決めに共通の特徴となっている加盟国では、労働時間規制が従業員のテレワーク状況に適応していない。
- ●テレワーク取り決めの労働時間に関する課題に国レベルの規制(あるいは部門別労働協約)でどう対処するかについては、欧州内で意見が分かれている。事業所構内で行われる労働に適用される既存の規制に準拠するところもあれば、テレワークにおいて作業組織(the organization of working)の変更を促す国もある。また、柔軟な労働時間編成やつながらない権利11を認めるなど、新たな側面を加えている国もある。

^{10 2019} 年公布。親又は介護者である従業員の仕事と家庭生活の調和を促進することにより、労働市場における機会と職場での待遇に関して男女平等を達成することを目的とし、加盟国が満たすべき最低限の要件を定める。同指令により、10 日の父親休業が新設され、この期間中、各加盟国の疾病手当以上の給付が行われることになった。育児休業については、4 か月の育児休業のうち、両親が互いに譲渡できない期間が 1 か月から 2 か月に延長され、この 2 か月間は各加盟国が定める水準の給付が行われることになった。また、年 5 日の介護者休業が新設された。さらに、育児や介護を担う従業員がリモート勤務や短時間勤務等の柔軟な働き方を請求する権利等が規定された。

https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo 11538861 po 02850001.pdf?contentNo=1

¹¹ 脚注 8 参照。

いずれにせよ、企業レベルの労働協約では、社会的対話が盛んなほとんどの国において、労働時間に柔軟性を持たせている。このような柔軟性は、WLB やウェルビーイングを向上させる可能性がある。

③ 安全衛生

十分な労働安全衛生上の条件が保障されているかといったリスク評価や調査は、従 業員宅のプライバシー権と衝突する可能性がある。

一部の国では(ベルギー、クロアチア、ドイツ、ギリシャ、オランダ、スペイン)、テレワークを許可する前提として、リスク評価に関する規制を設けている。こうした国ですら、リスク評価を実施する方法や、従業員のリモート職場を監視する方法にはさまざまなアプローチがある。特に規制を持たない国では、労働安全衛生のEU枠組み協定が当てはまるにしても、リスク評価がどのように行われるかは未知数である。リスク評価条項は企業レベルの労働協約においてより発達しており、国の規制がなくてもリスク回避の一般的原則をテレワーク環境に適用している企業があることを示している。

自宅で働く際の労働環境が適切ではないと報告する従業員はかなりの割合に上る (不十分な設備、身体的・精神的な問題を含む)。多くの国では、精神的なリスクを 規制しており、とりわけ「孤立」に重点を置いている。より柔軟なテレワーク協定を 採用することが孤立問題の改善につながる。孤立問題に対処するために部分的テレワ ーク(ハイブリッドワーク)を取り入れることで、リモートワークの柔軟性と上司・ 同僚との対面の交流との間で非常によいバランスがとれる。

近年の調査では、激務、時間外労働、不規則な勤務スケジュールの観点から、テレワークをする従業員にさらなる精神的リスクがあることが明らかになってきた。このリスク対応は部門別合意においては発達しているようだが、国の法律ではただ推奨しているに過ぎない。

④ 業務用機器とその費用負担

テレワークに関する EU 枠組み協定に続く国内法では、原則として雇用主がテレワークに必要な機器を提供する全責任を負う、としている。

しかしながら、調査結果によると、少なくともパンデミック時において、かなりの 割合の従業員が雇用主から機器を受け取っていなかった。この点は、部門により大き く異なり、実施上の課題があるといえる。

さらに、業務用機器の設置、維持、資金援助、在宅勤務での他の費用負担(例として、通信費や光熱費)、それらの費用負担の方法(雇用主が直接負担するか、もしくは税金や社会保障手当を通じ間接負担するか)について、加盟国間でさまざまな規制がある。こうした費用を補償する規制は労働協約にあり、主に企業レベルで各種のア

プローチや解決法がある。合意が従業員と雇用主との間で個々に結ばれることもある。

⑤ 地理的な位置

地理的な位置や国外からのテレワークに関する条項はルクセンブルクでのみ見られる。ルクセンブルクは、ベルギーやフランス、ドイツと2国間合意を結び、二重課税や脱税を防いでいる。しかし、国外からのリモートワークを禁じる規制がない。地理的な位置への言及は一部の企業レベルの合意でのみ見られ、そこでは特定の地域か加盟国内の地域を定義している。欧州労働市場と労働者の移動性の文脈においては、この問題はEUレベルの規制下に置かれる可能性がある。

⑥ 団体交渉権

テレワーク規制がある国の半数において、従業員の団体交渉権が保護されている。 その目的は国により異なるが、労使間の情報共有と相談が行われ、従業員代表権が確 保されるよう条件整備することである。

⑦ その他

ジェンダー平等への後押しとなる WLB の条項を除けば、各国の法律ではジェンダー平等の観点はどこにも含まれていない¹²。ジェンダー平等の条項はわずかに部門別労働協約にのみ見られる。

女性が定期的に自宅でテレワークする場合、キャリアアップの潜在的なリスクがある上、介護・家事・有給の仕事の負担が重なっているため、法は不十分に思われる。 他に、国による規制がほとんどないがもう1つの重大な点として、持病や障害のある従業員を労働市場に取り込むためのテレワークの可能性がある。ごく少数の部門別労働協約または企業レベルの労働協約のみが、この点について言及している。

3 新型コロナウイルスパンデミックによる変化

(1) パンデミックがテレワーク実施に与えた影響

新型コロナウイルスパンデミックによる行動制限と労働文化の変化により作業組織(work organization)に多大な影響が及び、EU 全体で 2021 年には 4,170 万人がテレワークを実施した。2019 年に比べ 2 倍の人数であり、また、ドイツの就業者数に匹敵する規模である。これは 2021 年において欧州の従業員の 5 人に 1 人がテレワークを行った、という算定にな

_

^{12 2020} 年に締結されたフランスの全国職際協定(accord national interprofessionnel: ANI)を除く。2020 年締結の ANI は、2002 年締結の EU テレワーク枠組み協約を受けて策定された 2005 年締結の ANI の後継である。2005 年締結の ANI はその内容の一部が労働法典の規定として立法化され、2020 年締結の ANI は労働法典および 2005 年締結分の既存の法的枠組みを確認し補完するものである。(諸外国における雇用型テレワークに関する法制度等の調査研究(諸外国における雇用型テレワークに関する法制度等の調査研究(JILPT)https://www.jil.go.jp/institute/reports/2022/documents/0219.pdf)

る。もしパンデミックが起きなかったら、2027年以前には達成し得なかったという。

パンデミック後にも、かなりの割合の従業員がテレワークを続けると見られる。技術の発展によりテレワーク可能な職種が増えたこと、文化的・技術的・社会的障壁の軽減により雇用主と従業員がテレワークに適応してきたこと、さらに、雇用主・従業員のどちらもテレワークを好む傾向にあること等が理由として挙げられる。Eurofound が 2020 年と 2021 年に実施した "Living, working and COVID-19 online survey (生活、労働と新型コロナに関するオンライン調査)"によると、EUの3分の2の従業員が、新型コロナウイルスによる行動制限が完全撤廃された後も、部分的にもしくはハイブリッドの形態¹³で在宅勤務することを希望している。なお、現状ではEUの従業員の3分の1以上がテレワーク勤務をする可能性があると見積もられている。

(2) パンデミックがテレワーク規制の整備に与えた影響

コロナパンデミックは、法律上でも団体交渉の面においても、テレワーク規制の整備に拍車をかけた。パンデミック発生以降、EU 加盟国のうち 10 か国が法律を改正または新たに成立させ、少なくとも 4 か国が 2021 年末までに新法の議論を始めている。

企業、部門レベルでは、かなりの数の労使合意がなされた。特に、パンデミック以前に合意があった金融業、製造業、情報通信業といった部門において、顕著であった。加えて、パンデミック時には行政、教育、医療福祉分野においても新しい合意が結ばれた。

4 テレワークの可能性と課題

以上、主な項目について取り上げた。

欧州の全体像を見ると、数か国はテレワークの国レベルの規制を改定しているが、すべての国がそうではない。このばらつきはテレワーク普及や労使関係モデル、社会的対話の役割や柔軟な働き方の既存の文化と関係している。欧州では将来的に、規制の出所、規制内容、さまざまな雇用や労働条件の規制において、テレワークの取り組み方法が多様化する可能性がある。

これらの違いにもかかわらず、テレワーク利用許可¹⁴、法律における定義の改定等について、多数の国で共通の課題が明らかになっている。国レベルの基準は最低限であるため、社会的対話の発達したすべての国では雇用や労働条件を適応させるために部門別、企業別の労使合意に依拠している。

全体として、パンデミックでの働き方において、テレワークは多大な可能性をもたらした。 テレワークにより従業員の労働状況と生活状況が改善され、従業員は労働時間とプライベ

¹³ 仕事を行う際、一部を事業所構内から、一部を自宅等から行うことができる勤務形態。

¹⁴ 自律性、習得スキル、管理者との相互信頼、職位、自宅に設備が整ったテレワークスペースがあるか等の基準に基づいて許可される。企業レベルの合意では、子育て、介護、本人の健康状態、通勤時間の長さ等、特定のグループの従業員に優先的に許可している場合もある。

ートや家族との時間とのバランスを図ることができた。また、通勤時間を節約し、職場の生産性に悪影響を及ぼすことなく仕事の自律性や柔軟性をより高められた。

しかしながら、テレワークをする従業員にとって、さまざまな課題も出てきた。例として、 孤立感、長時間労働の課題が挙げられる。さらに、多くの雇用者はマネジメント、スタッフ 支援、チームワークやコミュニケーション促進の課題に直面した。ハイブリッドワークを 徐々に導入すれば、これらの課題の多くに(少なくとも部分的には)対処できる。テレワー クの今後の発展を監視することが、テレワークのリスクを特定し悪影響を防ぐために重要 となる。

また、テレワークの台頭によりパンデミック以降、賃金格差・雇用格差がさらに問題となっている。テレワークがより高給で、より高度な職業で行われたためであり、テレワーク利用可能な従業員とそうでない従業員との間に不平等が生じた。テレワークが可能な従業員はより安定した仕事に就き、より高い賃金を得ている上に、高い自律性とWLBを享受している可能性もある。政策立案者はテレワークできる者とできない者の間に公平な条件を確保する責務がある。

Eurofound のエグゼクティブディレクターの Ivalio Kalfin 氏は、欧州のテレワーク実施と 規制が、政策立案者や社会的パートナーが発展中の課題に対応する中でまだなお流動的で あることを強調し、次のように述べている。

「EU 加盟国のいくつかの国ではテレワークの規制を改定したが、部門別または企業レベルで規制や実行、仕事文化のさまざまな組み合わせを求めるなかで、すべてに適したアプローチがあるわけではない。アプローチの調整は大事だが、多くの労働者がつながらない権利を享受できず、長時間勤務や余暇時間の労働につながる常時接続の課題に直面している。」

資料出所

Eurofound

https://www.eurofound.europa.eu/news/news-articles/teleworking-numbers-double-in-eu-to-417-million-in-2021-bringing-better-work-life-balance-more

https://www.eurofound.europa.eu/news/news-articles/eurofound-talks-telework

https://www.eurofound.europa.eu/publications/report/2022/living-working-and-covid-19-in-the-european-union-and-10-eu-neighbouring-countries

https://www.eurofound.europa.eu/publications/report/2022/telework-in-the-eu-regulatory-frameworks-and-recent-updates

https://www.eurofound.europa.eu/publications/report/2022/the-rise-in-telework-impact-on-

working-conditions-and-regulations

• EU

https://european-union.europa.eu/institutions-law-budget/institutions-and-bodies/institutions-and-bodies-profiles/eurofound_en_

· ILO 駐日事務所

https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---asia/---ro-bangkok/---ilo-tokyo/documents/article/wcms 249618.pdf

- ・外国の立法 2020 年 3 月号 https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo 11457220 po 02830003.pdf?contentNo=1
- ・外国の立法 2020 年 9 月号 https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo 11538861 po 02850001.pdf?contentNo=1
- ・JILPT「諸外国における雇用型テレワークに関する法制度等の調査研究」労働政策研究報告書 2022 年 3 月(No.219)

https://www.jil.go.jp/institute/reports/2022/0219.html